

第57回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

平成25年12月6日(金曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 議案第 81 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 5. 議案第 82 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 6. 議案第 83 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 7. 議案第 84 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 8. 議案第 85 号 平成 25 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて
- 日程第 9. 議案第 86 号 農作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 10. 議案第 87 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11. 議案第 88 号 滞納税に係る延滞金の算出基準の変更等地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 12. 議案第 89 号 佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13. 議案第 90 号 佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14. 議案第 91 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15. 議案第 92 号 佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16. 議案第 93 号 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 17. 議案第 94 号 佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18. 議案第 95 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19. 議案第 96 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20. 議案第 97 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21. 議案第 98 号 佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22. 議案第 99 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 23. 議案第 100 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 24. 議案第 101 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 25. 議案第 102 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 26. 議案第 103 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 27. 議案第 104 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 28. 議案第 105 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 29. 選挙第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件
- 日程第 30. 諮問第 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 31. 請願第 3 号 佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願について（委員長報告）
- 日程第 32. 委員会付託について

午前09時30分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第57回佐用町議会定例会が招集されたところ、議員各位には早朝よりおそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。

また、議員各位におかれましては、9月定例会終了後、常任委員会、特別委員会それぞれ各委員会活動にて頑張っていたいただき、地域住民の付託に応えていただいておりますことを、心より議長として感謝を申し上げるところであります。

また、本日、町長、副町長、教育長、また、各課長、支所長におかれましては、師走の大変お忙しい時でありますけれども、今日から12月定例会が始まりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、今期定例会には、条例に関する案件が12件、平成25年度各会計補正予算案が7件、人事に関する案件が1件、請願が1件、その他工事請負契約の変更につてなど、28案件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、これらの諸案件につきまして適切妥当なる結果が得られますよう、よろしくお願いいたしまして開会の御挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。今朝から御苦労さまです。

師走を迎えましてですね、今年も段々と残り少なくなってきました。寒さも厳しくなってきましたので、風邪など引かないように体調管理に十分気をつけていただきまして、忙しい、この12月ですけれども1年を元気に締めくくっていただければというふうに思っております。

本日、開会いただきました12月定例議会には、補正予算をはじめですね、また、たくさんの議案を提案をさせていただいております。十分ご審議をいただきましてですね、適切妥当な結論をいただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

また、現在、提案させていただいております議案とともにですね、後この12日に予定をいたしております庁舎の増築工事にかかる入札を執行させていただきます。落札決定をできればですね、追加して契約、締結の議案も上程をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、人事案件等も後、追加提案させていただく予定になっております。また、それぞれ議会のほうに相談させていただきますので、よろしくお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶にかえさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第57回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のために、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、天文台公園長であります。

これより、本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長より指名をいたします。
12番、岡本安夫君。13番、矢内作夫君。以上、両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月6日から12月24日までの19日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日12月6日から12月24日まで19日間と決定いたしました。

日程第3．行政報告

議長（西岡 正君） 日程第3に入ります。これより行政報告に入ります。
町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、行政報告として3件の行政報告をさせていただきます。
まず1件目は、町道徳久13号線の妨害物撤去及び損害賠償請求の訴えの提起についてでございます。
9月の定例会で議案第80号で議決いただきました町道徳久13号線の妨害物撤去及び損害賠償請求の訴えを提起したことについて、その後の状況を報告をいたします。
町道徳久13号線の仮処分命令申立書及び妨害物除去等請求の訴状を去る10月16日に神戸地方裁判所龍野支部に提出をいたしました。
別件において通行に直接の利害関係を有する3名の方から、去る11月12日に佐用町を被告とする訴状が届きました。
訴状の趣旨は、第1に、妨害物が置かれているところが町道徳久13号線であることの確認。第2に、町道として管理する佐用町が、その管理を怠り被害を被った精神的損害に対する、総額150万円の請求を内容とするものであります。
この案件は行政訴訟であり、神戸地方裁判所で審理をされます。
今後、損害賠償を求められている150万円については、妨害物を設置した本人に請求されるべき性格のものであることを訴えていくとともに、地域住人の方の安全な交通確保のため仮処分命令の早期決定と土地の所有権の確定など、抜本的に解決することを求めてまいりたいと考えております。
次に、けんこうの里三日月の浴室の臨時休業について報告をさせていただきます。
来る18日水曜日から、けんこうの里三日月の浴室を臨時休業をいたします。これは、

浴室周辺の塀の損傷が著しく、この度改修するため休業するものでございます。

期間は、12月28日までの11日間であります。工法といたしましては、現在の竹垣から鋼板に変更することといたしております。新年の営業には、一新となった塀で、ご利用者の方をお迎えできる予定でございます。

次に、先般運行が開始されましたドクターヘリについてでございます。

兵庫県南部ドクターヘリが12月から運航を開始されました。

先月、11月末30日に、新しく建設をされました加古川医療センターで就航式が行われまして、加古川医療センターと製鉄記念広畑病院の救急救命センターを基地として、中播・西播圏域をカバーをして、今後ドクターヘリが運航をされます。

昨日、早速、江川の仁方で神社の草焼きをされておりました高齢者が大やけどをされて、ドクターヘリの要請を行いました。佐用インターの基地、作業場をランデブーポイントとして広畑の記念病院にドクターヘリで搬送をされたところであります。

これまでは、岡山の川崎医大が持っておりますドクターヘリにお世話になっておりましたけれども、今後は、この南部ドクターヘリによって、救急活動が、より迅速、確実に行われるものと思っております。

昨日のドクターヘリの要請の状況を見ますと、要請してから25分で佐用町のほうに飛来してきております。だいたい予定どおりの運航状況でありまして、今、搬送されました方は、かなりやけど酷いですが重傷ということですので、一応、命には別状ないというふうに聞いております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思しますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．議案第81号 損害賠償の額を定め和解することについて

議長（西岡 正君） それでは日程第4、議案第81号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第81号、損害賠償の額を定め和解することにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、町道管理に不備があり、自転車で通行中の相手方に損傷を与えたことより、町に損害賠償責任が生じ、相手方との賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要につきましては、平成24年7月9日午後1時20分頃に、佐用町本郷110番

地先の町道梶屋ノ奥線・梶屋橋を相手方がサイクリング用自転車で通行中、進行方向にあった橋の拡幅ジョイント部分の隙間に自転車の前輪が挟まり、急停車状態となったことで体が前方に投げ出され、路面に頭部及び顔面を強打し、このため頭部打撲、顔面擦過傷、頸椎捻挫により平成24年7月20日まで入院治療、その後、平成25年7月12日まで通院治療が必要となりました。

事故当時、隙間にはちり、泥等が堆積し、相手方が隙間があることを、目で確認することができなかったものと認め、道路管理者として国家賠償法第2条に規定する賠償責任を認め、賠償額の全額を負担するものでございます。

和解条項といたしましては、賠償金156万5,266円のうち、相手方の加入する健康保険組合に支払うべき57万356円を除いた99万4,910円を相手方が指定する預金口座に支払うものでございます。

ご承認賜われますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行いますか、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） ちょっと、確認させていただきます。

第3項に、本和解条項に定めるものの他、一切の債権債務関係ないことを相互に確認すると、こううたわれておりますけれど、この方については、全面的に治療についても完治されて、いわゆる、これ以後ですね、通院とかされてないというふうに受け止めて、これが、この金額、このことについて、一切終わりやというふうに解釈していいんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁ください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これ1年余りですね、治療、通院されてですね、完治したということで、賠償額を最終的に確定をして、こうして賠償をするということになります。

議長（西岡 正君） 岡本議員、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあちょっと、金額の確認をさせてください。

今、提案あったように、156万のうち、健康保険組合は、これは56万、57万でよろしいんですけども、残りの99万4,910円について、普通慰謝料や休業補償等、いろんな

内容が入ってくるんですが、この 99 万 4,910 円の内訳は、どのようになっていますか。

[建設課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 失礼いたします。

まず、治療費でございますが、7 万 7,170 円。それから入院雑費、12 日間入院されてますので、1 日 1,100 円で 1 万 3,200 円。それから通院費、電車賃とか自動車に通われているのが 1 万 1,254 円。それと、自転車の修理とか服、ヘルメットなどで 11 万 6,286 円。それと、慰謝料でございますが、入院日数とか通院日数で計算されまして、77 万 7,000 円という内訳になっております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにごございますか。ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第 81 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 81 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 81 号、損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 82 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 5、議案第 82 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 82 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、防災行政無線のデジタル化事業において、より効果のある機器整備のため、整備機器の追加等を行うことに伴い、辺地対策事業債の増額が生じるため、このたび、辺

地総合整備計画の変更が必要となるためでございます。

ご承認賜われますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 82 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。

質疑はございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 82 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 82 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 6 . 議案第 83 号 工事請負契約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 6、議案第 83 号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 83 号、工事請負契約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

6 月の佐用町議会第 55 回定例会において議案第 62 号で、契約の議決をいただいた、佐用小学校大規模改造工事におきまして変更が生じております。

まず、勾配屋根の防水シートの改修について、当初設計では、接着工法でありましたが、施工業者との協議により伸縮の恐れやシートそのものが滑る可能性があるため、安全性を考慮し、機械固定工法に変更をいたしました。

次に、各教室扉の施錠部がへこみ型となっており、安全性を考慮し指詰め防止のため、とつ型に変更し、また、当初倉庫であった部屋を特別支援教室として活用することとなったため、照明器具、カーテン等、部屋の使用形態に合わせて追加改修を行ったものでございます。

また、最後に、放送設備について当初設計では配線等の関係から現状の位置で機器のみの更新といたしておりましたが、使用上の利便性を考慮し、グラウンド側に放送設備全体を向けるように位置を変更したこととともに、各教室のインターホンを職員室経由の 1 方向通話でありましたが、緊急時の対応等から、双方向通信のインターホンに設備変更するなどが、主な追加工事となり、その工事費増額による契約額の変更でございます。

当初、契約額 1 億 7,955 万円を 873 万 2,850 円増額し、契約額を 1 億 8,828 万 2,850 円

税込みに変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認いただきますように、お願い申し上げます、提案のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決いたします。

これから議案第83号に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 安全シートの安全性です。滑らないようにするとか、扉の開閉で詰めたらかんというような安全性を重視して増額する部分については、出てきた部分について、分からなかったという意味では、仕方がないかと思うんですけど、3点目にちょっと説明ありました倉庫から、何か、次のやつにすることについては、当初の考えは、全然頭にはなかったんですか。そこらへんについては、どんなんでしょう。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 倉庫から改修した部分は、特別支援教室でございます。

その特別支援教室の位置も、当初は、校舎の中で違うところを調整していたんですけども、学校と協議の中でね、やはり利便性から子供の安全性からいくと変更する、当初倉庫だったところに持っていったほうがいだろうということになりましたので、当初は、部屋の数は、当然想定していたんですけど、位置が、多少、特別支援教室を設置する位置が変わったということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） その位置が変わったということについても、最初からね、やっぱり学校側と、やっぱりある程度現地確認うか、現場把握した上でね、最初からやっておいたらこういうふうな変更もなかったんじゃないかと思うんですけど、そこらへんについては、どうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 学校側とずっと工程会議も踏まえて協議をしていたわけですけども、そのやっていく中で、学校側としても気がつくところがあるとか、日当たりがいいところは、こっちのほうがよかったとかね、そういうところが、なかなか、当初から想定していたところからは、いざ、工事始まっていく段階で確定していくということがございま

したんで、それは、十分調整させていただいたんですけども、中には、もう少し、軽微な変更は、工事が入ってから、変更が伴ったということもございました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
ほかにございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

委員（笹田鈴香君） 確認をさせていただきたいんですが、この工事は、最初の説明の時に、老朽化に対するもので、前は、トイレとか、エレベーターとか、内装ですね。そういった関係をされて、今回、インターホンとか、放送設備とか特別支援学級ということなんですけど、そのほかにもあると思うんですが、これは、統合に向けてのものは入っているのかどうか。そのへんをお尋ねします。確認させてください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長、答弁願います。

教育課長（坂本博美君） （聴取不能）からいくと、全体、一体化して工事しているんで、その部分的には、統合に向けたということも入っているかもしれませんが、当然、大規模改修工事、当初想定の中の工事の中の変更でございます。

だから、それに伴って、特別支援教室等も位置が変わったというようなこともございますけども、基本的には、大規模改造工事に伴う工事をやっている中で、例えば、施錠部分の変更とか、そういうところが出てきたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、ほかにございますか。
ないようですので、これで質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 83 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 83 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 83 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 続いて日程第7、議案第84号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第84号、財産の無償譲渡についての提案のご説明を申し上げます。

町内の森林には、独立行政法人森林総合研究所の分収造林、その前身が森林開発公団であったために、いわゆる公団造林と言っている造林地が多数存在しており、その分収契約の形態は土地所有者と造林者、費用負担者の3者で取り交わされているところでございます。

この分収造林の歴史は古く、その費用負担者は、森林開発公団から緑資源公団、緑資源機構と組織の改編が行われ、現在の独立行政法人森林総合研究所に至っております。

この分収契約における造林者の義務は、費用負担者の策定した実施計画に基づき、造林に係る一切の業務を行うことと規定されており、造林者の分収割合は100分の10となっております。

現在締結している分収契約の費用負担者は、いずれも森林総合研究所でございますが、造林者は、合併前の佐用、上月、南光の旧3町の区域では、それぞれの森林組合であり、旧三日月町においてのみ、町が造林者となっております。その経緯は定かではございませんが、当時の事務担当者等への聞き取りますと、当時は町行政職員が森林組合に出向するなど、関係が密接であったことに起因するものと予想されます。

ただ、現在に至っては、森林組合は専属の職員を配置し、法人として独立しております一方、直接施業をする能力のない町が造林者となっているという歪が生じております。実際においても、契約地の施業を町で直接行うことは当然不可能でございますので、施業の全てを森林組合に委託しているところであります。

そこで、収益の分収の権利は放棄することとなりますが、造林者を、実際に造林を行っている佐用郡森林組合に変更することで、町内の森林総合研究所との分収契約の形態が統一され、事業の円滑化を図ろうとするものでございます。

なお、造林者の変更に伴う土地所有者及び費用負担者への影響は一切ございません。

ご承認賜われますようお願いを申し上げ、提案の説明させていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） この、今回、町から森林組合に移ったということなんですけども、これが、発覚したのは、なぜ、分かったのか。

それから、合併時に、なぜ分からなかったのかというのを一つ聞きたいのと、今、これ何団地あるのか。その二つをお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これが、分かったというのですね、契約更新に伴うものが出てきたということでございます。その段階、段階でのことが1点ありまして、その段階で、契約更新をするという段階でのこういった状況があるということですので、それを、できれば今の全体のように合わせていくということでの提案が向こうからもあった。もう一つは、今、ここでやろうとしているのは14団地ですね。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 初歩的なことかも分かりませんが、今、14団地三日月であるということなんですが、ついでに言うたらおかしいんですけども、ほかの旧町でというか、今現在14団地を除いたほかに、町内には、どれぐらいの団地がありますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 団地としては、ちょっと私ども、ほかの地域、3町分ですね。旧町の、これは把握、今のところ、ここではした数字は持ってありませんが、団地ですから、例えば、面積が1万平米あっても、その中の団地というのは、区切っていきますので団地化すると、ちょっと分からないというのが、今、ここでは、そういった状況です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
ほかにございますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） 初歩的な質問なんですけども、譲渡に関して無償にする、これの根拠を説明してください。

議長（西岡 正君） はい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今現在、こういったものの簿価ですね、簿価としましては、森

林組合も1円というような簿価で実際は挙げておるといような状況でございます。

これ分収をしましても、分収というんですか、伐採をしまして、いわゆる配当をうけるのが10パーセントですが、今、現実にはですね、久崎財産区であるとか、そういったところでも分収、形で配当が出てくるんですが、赤字が出たりするケースが実際はございます。売却したのちですからね、手数料とか、いろんなもの引きますと。ですから、実際、収益として、今、上がる状況にはないといったところが現状ではないかと判断をしておりますので、そういったことで無償という形態をとっておるといことでございます。

元々、ほかの地域におきましても、そういった森林組合がやる時には、有償でどうこうといった契約ではございませんので、いわゆる造林者という形で、それが、森林組合が、自分が施業をしていくといことでございます。佐用町が施業をするのではないといことでございますので、その考え方でございます。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） 今、課長が言ったことの追加になるんですけども、実際に、現在の価格というものを査定しますと、ほとんど利益が上がらないといひますか。価値が、作業をして分収して、伐採して売り出しても収益が上がらないといことで、こういう公団造林、もう既に分収契約期間というものがございますね、何年、40年、50年になっておるのかな。それによって違う。40年。それを、更新を今ね、本来は、そこで、期間が終了すればですね、1段、伐採をして、そこでまた、それぞれの分収契約に基づいて収益を分けるといことになっているんですけども、それをしてもですね、実際には、収益を上がらないといことなので、その分収期間を延長している契約を、今、しよんですね。そういう中で、実際、契約の形態が、ほかの3町とは違っていた。三日月は、町が直接、その造林者が町であったといことが、実際、こちらが分かったといところがあるわけです。

その分収契約を延長するに当たってですね、今回、その森林総合研究所のほうからもですね、同じ形態にしてくれないかといこともあったんですけども、じゃあ、その無償にするといのは、現在の、そのそういう価格、実際の施業を、伐採をして、分収をした時に、計算して換算すると、マイナス、収益がないと、財産価値が今ないとい状態の中で、無償でないといですね、森林組合も有償で金を払って、これを買取るといメリット全くありませんので、今後、その管理をしていくとい、造林をしていくとい義務を負うわけですけども、それは、最終的には10パーセント、分収でもらえるといことにはなるんですけどもね、その10パーセントが、本当に確保できるかどうかといのは、全く、今のところ確定はできませんから、無償での契約変更とい形を取りたいといことでもあります。

議長（西岡 正君） はい、石堂議員よろしいですか。

1番（石堂 基君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

はい、ほかにはないので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 84 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 84 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 84 号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 85 号 平成 25 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8、議案第 85 号、平成 25 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてを、議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長 庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 85 号、平成 25 年度農作物共済事業の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについて、提案のご説明を申し上げます。

この積立金の取り崩しについては、農作物共済の損害防止事業の取り組みといたしまして、近年、水稻被害原因のほとんどを占める獣害の被害防止柵等設置に対し非補助、町単独事業分を支援するもので総額は 180 万円であります。

その内訳は、連合会請求分 45 万円を除いた 135 万円を特別積立金より取り崩すものであります。

佐用町農業共済条例第 131 条第 4 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑はございますか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 農作物共済事業の交付金のうち、連合会請求分の金額についてお尋ねしたいんですけど、昨年と、その前の年とか経過を見ると、前年度比 9 割とかいう説明が、これまであったんですけど、今回の場合は、さらに割合が下がっていると思うんですが、その連合会分の割合について、説明をお願いしたいというのが 1 点と。

特別積立金は、現在、どれぐらいになっていますか。
その2点、お願いします。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 連合会の関係は、計算上出てくるんですが、いわゆる毎年の分を計算していきますと9割、9割というような形で落ちていきますので、それが段々落ちてくるということです。計算上での話になってくるんですけども。

もう1点の、今の特別積立金ですね、これちょっと今、数字は持って上がっておりますが、決算の時にお話しておりますので、ちょっと今日は持って上がっておりませんが、また、後ほど数字は報告させていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 昨年に比べて計算上とはいえ、前年度の金額、平成24年度の場合62万9,000円というのが連合会の請求分だったんです。なので、その前の23年度に比べると9割、その前も9割というか、続いていたのが、今回は62万9,000円が45万ということになることによって、割合が前年度9割ではなくなっているもので、どうなのかと、ちょっとお尋ねしただけですが。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） すいません。私も、このところ9割の計算ということしか頭にございませぬので、率のところ申し訳ございませぬが、確認をしておりますでした。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいですか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 数的事実なことなので、確認したものを、また、報告していただければと思います。

議長（西岡 正君） よろしく申し上げます。ほかございますか。
ほかにはないようでありますので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。
これより議案第 85 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 85 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 85 号、平成 25 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについては、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 86 号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 9、議案第 86 号、農作物共済無事戻し金の交付についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 86 号、平成 25 年度農作物共済事業の無事戻し金の交付について、提案のご説明を申し上げます。
交付対象年度は、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で、この 3 年間の共済掛金の 2 分の 1 の額から、この 3 年間の支払共済金と 2 年間の無事戻し金を差し引いた金額を対象者に交付するものでございます。
その内訳は、水稻において交付対象者 877 名、交付総額 102 万 3,811 円、うち町負担分 76 万 7,859 円、連合会請求分 25 万 5,952 円であり、交付時期は平成 26 年 1 月 28 日を予定いたしております。
農業災害補償法施行規則、佐用町農業共済条例第 42 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。
ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結します。
これより討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 86 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 86 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 86 号、農作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 87 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 10、議案第 87 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 87 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 25 年 4 月 1 日付で、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

法律の公布に伴う町条例に関係する今回の改正は、2 点でございます。

1 点目は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しに係る改正でございます。年金支給時に年 6 回特別徴収をさせていただいております住民税の徴収金額を平均化するための改正であります。

2 点目は、金融所得課税の一体化に係る改正でございます。現在は、上場株式等の配当所得及び譲渡損益の間のみで認められている損益通算について、現在は非課税とされている特定公社債等の譲渡益について、20 パーセント申告分離課税の対象とした上で、特定公社債等の利子等及び譲渡損益まで損益通算の範囲を拡大する改正でございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案のご説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。ございますか。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 条例の 47 条については、その公的年金に係る住民税の平準化。税務署なんかが出している資料なんか見ましたら、平準化されるというんですけど、これについて、具体的に、今、6 回が、後期、前期いうか、4 月・6 月・8 月と、それから 9・10、それから 2 月というふうに、それが平準化されるということなのか、その確認と。

それから、株式譲渡については、これ本町に対する影響を伺いたいんですけども、実際、本町で、どういうふうな税収が変わってくるのかいうことで、これが、税務署の資料では、日本版 I S A いうことで、一定額の上場株式及び公募株式投資信託の配当と譲渡益

を非課税にして、その分優遇税制廃止をするということの、この二つの面があるんですけども、それによって本町は、どう変わるのかということと。

もう1点は、この施行期日が、平成29年1月1日。それから、47条については、平成28年10月1日ですから、この地方税法が改正されたんですけど、施行が、この平成29年と28年ですから、今やる理由としては何でしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長、答弁願います。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

まずは、年金の平準化の関係でございますけども、現在、特別徴収をさせていただいております金額と言いますのは、先ほど、金谷議員さんおっしゃいましたように、年金は、年6回支給がございまして、4・6・8、それから10・12・2と分れておるんですけども、税の金額の計算をさせていただく場合に、前半の4月・6月・8月につきましては、現在は、前の年の本算定と言いまして10月・12月・2月の平均の額を持って来ております。翌年度の4月・6月・8月に。そうしますと、扶養親族が変わったとか、医療費控除なんか特に多かった年があったりしますと、最初の3回と後の3回が、金額が大きくかけ離れる場合が出てきております。で、納めていただく方に、何で、こんなに上がったか下がったりするんやという疑問を持っていただくことが多々ありまして、それを、なるべく小さくしたいということで、今回は、前の年の1年間の金額の2分の1を前半の3回で徴収をさせていただくと。残りを後ろの3回でさせていただくと、そういう書き方してあるんですけども、平たく言いますと、前の年の6分の1ずつを持っていくというような形で当てはめていきたいということで改正になっております。

ただ、年税額は、当然、その年によって違ってきますので、年税額が変わった分は、本算定の10月以降の3カ月のところで調整はするんですけども、その差が、なるべく小さくなるようにということで、今回の改正になっております。

それから2点目の株式等の関係でございますけども、これにつきましては、今までは、株式の譲渡益のみ課税がございまして、それで、株式の損失についても繰り越しもできるし、それから配当についても通算ができると、株式で譲渡でマイナスが出ておって、配当でプラスがあれば差し引きして課税がないようにできるという形でありました。

で、国債でありますとか地方債、また、国内で販売されております外国債ですけども、そういう債権については、配当については課税がございましたけれども、譲渡益そのものについては非課税という扱いになっておりました。で、それを今回は、譲渡益についても課税を株式と同じように20パーセント課税をした上で、全ての株式も合わせてですけども、全ての損益通算ができるというふうな改正に変わっております。

で、佐用町において、どのぐらいな影響があるかということなんですけれども、私は、ほぼ影響はないと思っております。と言いますのは、公社債とか国債の配当の申告を受付したようなケースがほとんどございませぬ。そういうことで、実際の影響は、ほとんど出てこないというふうに思っております。

それと、施行時期の問題でございますけども、なぜここでするかということなんですけれども、今回の改正につきましては、先ほど提案説明でさせていただきましたように地方税法の改正そのものは、4月1日でされております。それで、今回、3回続けて議会にかけさせていただいたんですけども、その中で、4月1日から施行になったものにつきましては、専決でさせていただいて6月の議会に上程をさせていただきました。

それから、今年、早めにやっておかないかんものは、前回の9月に出させていただいて上程させていただきました。

それで、今回残っておりましたのが、先ほど指摘がございましたように、28年の10月1日と29年の1月1日ということで、少し先なんですけども、まあまあ、慌ててすることはないんですけども、ただ今の状態では、地方税法の改正も度々されておりますので、ここで残っている分を先送りにしてますと、また、次の段階で改正になった時に、こんがらかってしまって次の担当者の方も説明に危惧されるだろうと、私、3月で退職をさせていただくんですけども、その前に、上程をさせていただいて整理をしておくほうがいいだろうという形で挙げさせていただいております。

ちなみに、ほかの町は、だいたい9月に挙げられておるんですけども、私とこは、ちょっとずついこうということで12月まで持たせていただいております。ということで、今回、挙げさせていただいております。

議長（西岡 正君） 金谷議員、よろしいか。

5番（金谷英志君） はい、分かりました。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員ありますか。はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） 非常に思やりのある答弁をいただいた中で、実は、町長の提案説明を受けて、僕は、さっぱり分からなくて、課長に分かりやすく説明してくださいという質問をお願いしようと思ったんですけども、概略分かったんですけど、ポイント二つで、例えば、金融所得関係のやつは、昨年から始まった少額投資のNISAなんかの関係だと思うんで、直接的には多くの住民に影響するところではないんですけども、もう一つのほうの特徴の関係ですよね。今の説明聞いても、ちょっと分からないし、この資料見れば、余計分からないんですけども、分かりやすく理解するのに、従来、年度の所得で仮徴収をやっていたやつを、その年ベースでいって、より近い状態のもので平準化できた数字を把握するために変えていくという理解でいいんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 概ね、そういうことでございます。従来は、年ベースと言いますか、先ほど申しましたように、前半の3回は仮算定ということになってます。それから、後半の3回は本算定ということで、その年の年税額が出たものを後ろの3カ月に持って行くんですけども、最初の仮算定のほうが前年の本算定部分の3分の1ずつをもらっていったんですけども、今回からは、前年の1年の通した分の6分の1ずつもらっていくという形に変えたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

ほかにございますか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 基本的な点は、理解できたんですけれども、条文上のね、小さな問題で、ちょっと確認したいんですが、新旧対照表で確認いたします。参考資料の。

まず、47 条の 2 の現行改正の本文中の違いは、ラインが引いてあるように、改正案は当該年度の初日、つまり 4 月 1 日の属する年の 10 月 1 日から云々ということになってますけども、これあえて当該年度の初日に属する年を入れる理由ですね。これ入れなくても、当該年度と言えは当該年度ということで理解できるんですけれども、この入れる理由。

それから、この特別徴収を除外する項目の中の 1 号規定、これは削除になってますね。当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日の属する年の 1 月 1 日以後引き続き町の区域内に住所がない人というのが除外。当たり前いうたら当たり前なんですけども、これを今回除外している理由、この 2 点、お願いします。

[税務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

先ほどのご質問ですけども、まず、初日の属する月の関係でございまして、これにつきましては、特に、これが入ることによって、意味合いが変わるということではございません。同じ条文の頭の部分に表記といたしまして、当該年度の初日の属する年の前年の所得というような表記がしてあるんですけれども、同じように、より分かりやすくするために、この初日の属する年というのを表記として入れたということではございまして、特に意味が変わったということではございません。

それから、1 号の当年度の初日の属する月の 1 月 1 日以後に引き続き町の区域内に住所を有する者でない者という、これが消えた理由でございまして、削除になった理由でございまして、これにつきましては、まず、住民税につきましては、1 月 1 日現在に住民登録のある市町が課税をさせていただくということが、これが原則になっております。その中で、従来でありましたら、年金特徴につきましては、1 月 1 日に住民登録があって、その後 1 年間住民登録がある人について、特別徴収をしていただいております。

それで、途中で転出されますと、その転出後は普通徴収ということで納付書を送らせていただいて、納付書で納めていただいております。

ところが、今回からは、転出された方も、その年の分については引き続き年金のほうで特別徴収ができるということになりまして、住所要件がなくなりましたので、1 号が削除という形になっております。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行ないますが、討論ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 87 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 87 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 88 号 滞納税に係る延滞金の算出基準の変更等地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 11、議案第 88 号、滞納税に係る延滞金の算出基準の変更等地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程いただきました、議案第 88 号、滞納税に係る延滞金の算出基準の変更等地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、国税の見直しに合わせ、延滞金の割合に特別が設けられたことに伴い、関係条例の延滞金の算出基準を、改正された佐用町税条例の規定に準じた割合と同様の取扱いとするため、事務手続き関係を整理するほか、条文の整備等を行おうとするものでございます。

今回、その関係する条例は 6 条例で、まず、第 1 条、佐用町国民健康保険出産費資金貸付事業条例。第 2 条、佐用町介護保険条例。第 3 条、佐用町後期高齢者医療に関する条例。第 4 条、佐用町営住宅条例。第 5 条、佐用町営特定公共賃貸住宅条例。第 6 条、佐用町営定住促進住宅条例の合計 6 条例でございます。

延滞金の現在の基準割合は 14.6 パーセントでございますが、平成 26 年 1 月 1 日から 9.3 パーセントに引き下げられ、納期限後 1 カ月以内は、現在の 4.3 パーセントが 3.0 パーセントへの引き下げになる取り扱いを行うものでございます。

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行し、この条例による改正後の延滞金に関する規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によると定めるものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行います。ございますか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） お尋ねします。参考資料の新旧対照表でお聞きしたいんですが、基本的なことかも知れませんが、現行になくて改正案のところ、例えば、国保の関係で言いますと、延滞金 11 条のところ、2、3、4、5というふうに詳しく説明があるんですが、この左の現行の分にはないんですが、これは、今までこのようなことをされていたと思うんですが、なぜ今回このように追加されたのか。親切で分かりやすくいいとは思いますが、理由があれば、教えてください。

[住民課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 今回、新たに2、3、4、5というような項目をつけさせていただいております。これにつきましては、上位法令からの資料に基づいて引用してございますので、それぞれちょっと、今回、うちの従前の資料で抜けておった部分を、今回新たに追加という形で、整理をさせていただいたという形でご理解をいただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、笹田議員よろしいか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） そしたら、国保の分がそうで、ほかもそういう理由と受け止めていいんでしょうかね。介護保険とか町営住宅の分ですけど。

[住民課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 今までちょっと、整理ができていなかったところの関係6条例を再度見直しをさせていただいて、9月の議会で町条例の同じような議決をいただきましたので、後ちょっと、うちのほうで再度関係条例に、このような文面があるのかないのかという精査をさせていただいて、今回、こういった形で、町の条例に合わせた取り扱いをするという形で、ちょっと若干抜けておる部分がある場合については、条例の削除する部分もあったり追加する部分もあるという形で、今回、ここに挙げさせていただいておりますので、9月の税条例に内容的には合わせた条例の改正という形でご理解をいただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかにございますか。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） ちょっと、条例改正全般いうんか、この6条例全般とおしてなんですけれども、あるものについては国保の出産関係の準用規定で逃げている特例部分を、それから、あるものについては、新たに、その特例部分を追加しているということで、従前の各条例の整理が統一されてなかったということもあると思うんですけども、ちょっと将来的課題として、またこれ、次がやりにくくなるような条例改正になってきているんじゃないかなという思いが、若干するんですけども、今回、6条例が全て統一されて、例えば、特例部分については、全て準用規定で整理するという処置になれば、後々整理も分かりやすいし理解もしやすいんですけども、あるものは残って、あるものは準用規定でやっているというふうに見受けられるんですけども、そのあたりは、どうしてもできなかった理由が何かあるのであれば。

議長（西岡 正君） はい。

[石堂君「言っていること分からないですか」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） はい、住民課長、ちょっと、どっち。住民課長ですか。はい。

[石堂君「言っている意味が分からないですかね」と呼ぶ]

[住民課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（梶生隆弘君） 関係する関係各課で、それぞれ該当するところの見直し、それと総務のほうの法令係等の調整の中で、再度全町的な見直しをかけた形での改正という形になりますので、今後、そういったものの法整備は、この6条例にはできたけど、後何かあるかないかという形では、ちょっと私のほうでは、申し訳ないんですけども、ちょっともう一つ理解ができていない。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 今回の件につきましては、この延滞金を地方税法の改正により改正するというので、この原因が6条例、これ同じであるということで、別々に改正する方法より一括でさせていただきました。

例規そのものについては、この改正を受けて承認をいただければ、それぞれの6条例の中で整理ができると思います。

それで、今後、それぞれの中で、これ以外のものについて出てくる場合においては、それぞれの中で、またこれ一つ一つ提案させていただくということになると思います。

で、今回については、この内容は、原因が同じであったということで、この部分を提案

させていただいたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 別に申し上げていることは、改正本来じゃないんで恐縮なんですけども、これだけ六つの条例を並べる、それぞれ性格の違う条例なんですけど、特にこの例えば、督促、それから延滞金の部分についての同じ条文で、例えば、うるう年の問題であるとか、そういうものっていうのを同じように使えるわけで、文言が、これ全て一緒だったと思うんです。

で、一番頭の例えば、国保のところであれば、そこで整理して、以下の条例について、全て特例措置を国保に準ずるという準用規定でうたっているような条例であれば、後々見やすいし、僕らも理解しやすいんですけども、今回、この6条例を並べたら準用しているやつもあるし、新たに特例規定を設けているやつもあるし、特例規定をそのままにしているやつもあるしというんで、同じ性格のもの準用規定で通じるのにもかかわらず、まだまだ扱いが三種類バラバラになっているんで、そのへんは、ちょっと法制事務の上で課題がありませんかという問い合わせなんです。問い合わせというか、質問なんです。

議長（西岡 正君） はい。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 失礼します。

石堂議員がおっしゃることは、要は、条例単独でうたっている文言と、あと町税条例を引用しておるといふことでの問題かと思っております。それで、よろしいでしょうか。

1 番（石堂 基君） はい。

商工観光課長（横山芳己君） それなんですけども、まず、公の債権、公債権と私債権というのがありまして、その中で今回挙げております介護保険と後期高齢につきましては、強制徴収のできる公債権ということになっております。そういう意味で、町税条例も強制徴収ができますので、そういう意味で、それをそのまま引用するというようにしております。

あと、そのほかの四つの条例、国保の出産の貸付事業条例と住宅の条例三つにつきましては、強制徴収ができない私債権であるような判例もありますし、公債権ということでは、強制徴収がおられる自治体もあるんですけども、佐用町の場合は、一般では私債権と言われておりますので、強制徴収ができませんので、条例単独でこれを定めておるといふことになっております。以上でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。ないようですから、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 88 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 88 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、全員であります。よって議案第 88 号、滞納税に係る
延滞金の算出基準の変更等地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 89 号 佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 12 に入ります。議案第 89 号、佐用町立町民体育館条
例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました、議案第 89 号、佐用町立町民体育館
条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回改正する内容は、役場庁舎の増築に伴いまして、老朽化した勤労者体育センターを
取り壊すため、条例の一部を改正するものでございます。
内容につきましては、勤労者体育センターの文言を削除するものでございます。
ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行います。ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 勤労者体育センターについて伺います。
その一つとして利用状況について伺いたいんですけど、利用者と利用内容。

それから、そういった利用されている方に対する説明が、いつ行われ、その説明の結果がどうであったのか、関係者から急な話しだったという声もありますので、その点、改めて確認させてください。

それと、災害時の避難所として、この施設は活用されているものですので、その関係について、関係者に、どのように説明をされて、その結果、どうなっているのか。避難所については、どのような考えなのか。その点、お願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、お願いします。

町長（庵途典章君） 担当者から説明させますけども、この点については、もう以前にですね、関係者にも説明をし、こういう状況で、今までの使用状況がこうであり、その代替としてはこうしましたということは、説明をさせていただいたと思うんですね。

それから、避難所等につきましては、ここは指定避難所ではございません。ただ、施設は、今後、同じ役場内にですね、それぞれ文化情報センターもありますし、役場の庁舎もございませう。そういう形で、避難等に施設として必要な部分については、当然、確保させていただきます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

[平岡君「いえ」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） いや、だから、改めてと言われるんだったら説明させますけども、そういうことで説明をさせていただいたつもりなんで、そのことは、よく理解をしていただいていのかどうかということなんです。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） お尋ねなんですね。

全員協議会で、確かに説明はありましたけれども、今、私は、この利用状況について具体的に、どのような方々が利用されて、その内容については聞いておりませんので、改めて確認の意味でお伺いしています。

で、避難所の関係についてですが、指定は避難所として指定はされていないということでしたけれども、避難、4年前の水害の時も、南光の場合ですけれど、その他、公共施設一覧の中にある南光文化センターは避難所にはなっておりません。町長の答弁のようにね、なっていないんですけれど、現実には、その南光文化センターで、4年前ですけどね、水害の時に、かなりたくさんの方々が避難所として活用されています。本当に二次被害も防げたという結果があるんですね。

で、その内容については、災害応急計画対策計画の中に、その他の公共施設として、災害の状況によっては、指定避難所として、避難所として指定する場合もあるということで、

そういう活用もされてきているわけですから、同じように、勤労者体育センターについても、そういう扱いになっているので、どのようになっていますかという質問です。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

町長が、先ほど申しあげましたように、1回、ご説明を申し上げておるんですが、再度ここに、今日、その当時の資料は持って上がっておりませんが、私の記憶の範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

バトミントン、バスケット、空手等が、体育館をご利用になっておりました。その方につきましては、日付は定かではないんですけれども、年度当初にお集まり願ってご説明を申しあげました。

その中で、上月体育館、佐用小学校の体育館、佐用中学校の体育館、長谷体育館等にご利用を変更していただいております。

それから、もう1点、文化施設として展覧会等にもご利用いただいておりますので、その方にもお集まり願って、説明をしてご理解を賜りました。その中で、本年度は、さよらの文化情報センターのほうで、佐用姫の時の小中学校の美術展、それから文化祭の展示、それから、佐用郡美術展等も文化情報センターのほうで利用していただいて、何とかご理解賜れたものじゃないかと、私は思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） もう1点、回答がないです。避難所の関係です。

議長（西岡 正君） 災害の避難の件ですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 平成21年度の災害以降ですね、佐用町では、一時避難所というのを設けてですね、一時的に避難をして命を、まず守ってくださいという取り組みをしております。で、指定避難所というのは、中期的にも生活ができる避難所だということで、自主防災組織の研修会などでも、ずっとこれを言い続けてきたものでございます。

ですから、例えば、一時避難所、この辺りですと、各集落ごとにはですね、どこにするのかというような看板も貼っていただいておりますので、そこで、まず命を守っていただくということを、我々は、推進をしております。

その後ですね、中期的に生活ができる場として指定避難所を指定したということがございますので、そういうような考え方をさせていただけたらというふうに思います。

また、役場もですね、増築庁舎を行って、会議室等もたくさんできますので、もし、一

時避難という形で避難するのであれば、このあたりの方は、十分な場所は確保できると、これは、町長が以前にも申し上げたとおりでございます。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） その避難所の関係なんですけれども、一時的に避難する場所として、具体的に、この周辺の方は、勤労者体育センターを利用されてますよね。そういう意識でおられるので、そういった方に対しては、どのように、いつ説明をされたのか、で、説明をした結果どうだったのかということをお答え願いたいと質問したんで、ちょっと、さっきの質問の回答では分かりにくかったので、お願いします。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） その平成 21 年度以降にですね、一時避難所の制度をつくるにですね、自治会長会などでも説明いたしておりまして、自治会ごとに、そのような取り組みをしていただくということで、お願いをしております。

それから、その後もですね、自主防災組織の研修会を、毎年行っておりますので、そういう中でも一時避難をして、まず命を守ってほしいということは言っております。

個別にですね、避難者に対して説明というのはしておりませんので、その分は、十分ご承知おきいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 避難所の関係ですが、4 年余り前の水害の時には、私も体育館に避難したので分かるんですけども、さっき文化情報センター言われたんですけども、そこも浸かりました。後も大分改修かかっておりましたから、やっぱり今、この町内で聞くんですけども、一応、佐用小学校になっているけど、その小学校行くまでに、もう危ないと。

例えば、河川改修はされてはきておりますけども、それでも、どういうことがあるか分からないので、やはり一番心配だということで、勤労者体育館が一番に浮かぶと。

例えば、庁舎にしてもですね、今回、増築ということで、できるわけですけども、図面見て、一応、避難はできるとは言われてますけども、それに対するような設計図を見ても、ちょっと見当たらないんですけども、一時的だったらできるにはできると思うんですけども、やっぱり、そういった意味で、きちっと、それらを、この地域の人ですね、一番最初に逃げる人というか、避難される方なんかには、やっぱり説明は必要だと思うんですけども、そのへんは、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） ちょっと、私のほうから、今、質問が出ているんですけども、そ

の質問の趣旨が、ちょっと私、理解ができないということなんですけども、今の、今までの、その話を聞きますと、この体育館は、そういう状況の中で置いておかなければならないというような趣旨の質問が、非常に多いと思うんです。

で、町長が言われたように、もうこの体育館は、廃止しますよということは、議会の中で全部認めた決定したことでありますので、今、後の話で、避難所のどうこういうことになりますと、今の現状からいうと、これを置いておかなあかんというような意見に、私は、質問に聞こえるんです。

それで、町長が、今、言われたように、その廃止することが決定した意味の中での質問をお願いしたいと思うんです。よろしくお願いします。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 笹田さんの質問に加えてもろたらええんやけど、何が問題か言いますとね、結局、庁舎建設についても、議会としての議決というのはね、関連ではこれなんです。後は予算と補正予算。9月で補正予算やりましたけれども。

で、今、言うているのは、この間の庁舎建設の説明の中で、体育センターについてはね、これは、駐車場スペースを確保するためにはね、これは、撤去が必要なんだという説明で、当局は来ておるんです。

確かに、一定の駐車場確保しようとするれば、当然の面もあるんですね。

で、問題は、だったらセンターがなくなるんだったら、当然、関係者の理解を得ているなどというのは、全員協議会等でも質問し、回答が行われた。

で、最初の時は、基本的に得てますということだったけども、次の9月の全員協議会の時にはね、十分に納得されたということには言えない面もあるということ、当時、課長は、この全員協議会の中で言われておるんです。

で、なくす、なくさないという問題よりも、今、聞いているのは、住民にきちっとした説明がね、なされているのかという点が、ポイントなんです。

それで、現に、この佐用地域ですね、上月地域や周りの地域というのは、それほどの、ものすごい関心はない。強い関心はないんですね。

やっぱり、佐用地域の方から知らなかったとか、急に、さよなら落書きのテレビが流れたとかね、そのように受け止められる方も、かなりおられたという中で、そういう説明が、果たしてきちとなされていたかということがね、ここで問われているということをお聞きしておるんです。

それで、その中にはね、今、避難所の問題なんかも、当然、今までは体育センターに、緊急の場合は、この周辺の方は来ていたというのは、それはもう誰もが知っていることです。

で、それがなくなるんだしたら、なくなりますが、こうなりますよという説明が不十分じゃないかという質問なんです。

それで、確認したいのは、そういった説明が十分なされていたら、町民の方から、そういった声は出てこないんですけども、そういった声がね、かなり出てきているという状況見たら、きちっとした、いわゆるスペース確保の問題、それから、いつまでも耐用年数はないんだというような問題も含めてね、それは当然、当局としては説明されるべきじゃないか。

急に佐用チャンネル見て、そういう、さよなら落書きを見て、えっ、なくなるんかいと

というようなことっていうのはね、あんまりいいことじゃないと思う。

そのあたりで町長に確認したいのは、そういった説明、やっぱり丁寧にしておくべきじゃないか。していたらよかったんじゃないか。その点を確認しよんです。

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長、ありますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長がありますか。はい。

町長（庵逄典章君） そういうご指摘なんで、私のほうにはですね、そういうふうな、今、言われるような町民からの声というのは、私には、届いておりませんでした。それはね。

ただ、そういう声があるということなんで、実際に、整備のためにはですね、じゃあ、どうするかということで、もう体育館は撤去して、こういう整備をするとして、もう入札も行っていくということまで決定をさせて進めさせていただいております。

ただ、今後、その新しい施設の役場というのが整備されますのでね、今後、そういう皆さんが心配される避難等において、これも地域において、それぞれ一時避難所等も設定しながら、防災計画というのをつくってやっていただいておりますからね、役場においては、当然、今度、庁舎は、例えば、この議場のところも移転して、ここが広い集会施設にもなりますしね、また、役場の中にも町民ホールみたいなをつくります。

それぞれ、今度、そういう場合には、こういうところに避難をしていただけるようにしますということについては、また、地域の方にも、これは、そういう説明をさせていただくということで、今後の取り組みは、きちっとさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかにありますか。ありませんか。

それでは、ここで質疑はないようですので質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 89 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 89 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 89 号、佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時、休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） それでは、ここの時計で 11 時 10 分再開ということで、お願いいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13. 議案第90号 佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第13、議案第90号、佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長 庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第90号、佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、まず1点目は、第1条の学校教育法に係る適用条項が、現在の町教育委員会の設置形式に対応するものとなっていませんので、対応する条例に改めるものでございます。

2点目は、平成25年11月29日に開催されました第8回定例教育委員会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号の規定に基づき、佐用町立小学校の統廃合についてとして、佐用地域の佐用町立佐用小学校及び江川小学校、南光地域の中安小学校及び徳久小学校の4小学校を、平成26年3月31日をもって廃止し、それぞれ新たに、佐用地域に佐用小学校を、南光地域に南光小学校を同年4月1日に設置することが決定されましたので、佐用町立学校設置条例の一部を改正し、平成26年4月1日に施行するものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 学校統廃合について、議会が関与できるのは、議決として関与できるのは、この学校設置条例ということであります。

それで、この内容は、この間の地域の懇談会、協議会含めてですね、話し合われて決定を見たという経過からしてね、当然、議会としては、尊重するというのが、当然だということに思うんですけども、問題は、この間の経過の中でね、やはり議会として、この間、指摘してきたことがおろそかになったんじゃないかという点はね、この議決をすることと踏まえて確認しておきたいというふうに思うんですね。

これは、前回の適正化委員会の中で、ちょっと町長が席を立たれたんで、教育長にね、

その旨を伝えていただくように確認したんですけれども、結局、問題は何かと言いますと、地域住民の本当のね、理解を得るといふ点で、非常に不十分だといふ点であります。

それで、その内容はね、単なる本町の大課題である地域活性化過疎問題といふことではなくて、緊急の直面する問題についてね、やっぱり丁寧な地域住民との合意を図っていくべきだと。具体的に言えば、すぐさま結論が出ないとしてもね、この跡地問題として、跡地問題どうするかといふ問題を投げかけ、投げかけられ、そういった協議を進めて行くこと。

二つ目には、地域の教育力の問題。つまり、端的な例は、挨拶運動なんだけれども、これは非常に大きな地域の教育力です。挨拶というのはね、子供に対する住民が、そういった接するといふのは。

こういった点での、その統廃合によるね、問題をどうするかと。こういった問題をね、やっぱり地域住民の中に、きちっとはめさせていくべきだと。単なる複式学級解消、教育環境整備だけではね、もちろん、それ大事な問題なんだけれども、それだけではだめだといふことで、先日の適正化委員会でも教育長に指摘をさせていただきました。

こういう事態になっている中でもね、なおかつこの跡地問題や地域の教育力の問題といふのは、大事な直面する課題です。これを、地域の方々とね、やはりきちっと話し合いしていくといふ、そういった点をね、強めていく必要があるといふふうに思うんですね。単なる、役場庁舎内に、そういった支援プロジェクトをつくって、それこそ産業雇用、企業誘致、これ大事な問題ですよ。そういう大課題にね、対処するんじゃないかって、直近する、そういった問題を、きちっと話し合っていくことを、やっていく必要があるんじゃないかといふふうに思うんですけど、このあたりいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、どちらでしょう。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今、言われているように、すいません。

協議会から懇談会、それずっと協議を重ねていって、その中で、おそらくそれは、全員の方がね満場一致で了解されたといふことじゃないと思うんですけど、それぞれ責任を持って委員会、協議会に出されている、出ている団体の代表の方がですね、ある程度のルールを踏まえながら議論していった積み上げた結果でございます。

で、今後、今、言われているように、特に跡地のことにつきましても、まさに、これからの課題でございます。特に、跡地だけではなくて、学校、それから地域との交流事業、これは協議会の中でも、今、既に協議入っているんですけども、学校がなくなっても、地域の子供が地域からいなくなるということではございません。だから、当然、今、対象になっている中安、それから江川小学校区につきましてもですね、地域づくり協議会を中心に、これまでやってきた稲作の苗づくりとか、そういう地元の畑仕事を手伝いにいくといふようなことは、ずっとこれからも、新しい学校になっていった時でも、計画的に交流が途絶えないような手立てを、学校を含めてですね、協議されておりますので、即ち、跡地につきましても、解決できる問題ではございません。ただ、それを、地域の協議会を中心にですね、今まで続けている協議会の、統廃合の協議会の中でも、これからずっと議論していきたいと思っておりますので、継続的にやっていることの中の一つとしてですね、地域とのつながりといふのは、新しい学校になっても続けていきたいといふふうに考えております。

す。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 協議会で話し合われたことについて尊重するというのはね、その点は、何ら異論もないんですが、ぜひ町長に答弁いただきたいのは、この跡地利用は、すぐさま何をするとというのが、いい考えすぐに出るなんてことは、できない場合も多いです。

しかし、現にもう学校がなくなれば、後を管理しなきゃいけないね。当然。放っておけば、それこそ、傷むだけですから。

それから、現行では、第一時指定のね、それこそ避難所になっている学校が多いからね、そういった問題も含めてね、直面するそういった不安や課題についてね、やっぱり住民と、きちっと話し合いしていくというようなことが、これは教育委員会じゃなくて、町部局、町行政として必要じゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 当然、そのことは、こういう課題について協議される中でですね、既に話し合いと言いますかね、課題として取り上げて、議題としては出ておりますし、当然これは、一つ一つ進めながら、一方で学校の設置については、新しく統合するということで進めながら、それが決定を見ればですね、当然また、具体的にまた、その跡地、また、その施設の管理、施設の活用、これはその活用について取り組んでいく必要ということは、もう確認をしておりますしね、町としても、それは、地域の皆さんにも、そのお話をさせていただいておりますし、これからもっと一步一步前へですね、進めれるようにですね、これは取り組んでまいります。これは当然のことです。

それと、当面の今言うね、鍋島議員言われるように、今、使っている機能、これをどうするか。学校以外にね、このことについても、これは整理をしていかなきゃいけないということですよ。

それから、長期的には、この土地、また、施設、これをいかに地域のためにですね、今後活用していくか。ここは、皆さんと共に研究をしていき、また、具体的なものについては、町としてもですね、新しい施策として取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
ほかにあります。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） 統廃合に係わることで、ちょっと経験上の話をしますが、当然そのバス通になるわけですよ。その中で、ずっとこう心配されているのが、いわゆる体力の低下なんです。明らかに、その今まで何年間か歩いて行った子がバスに乗るということ

で、これ利神小でもあったことなんですけどね、そのあたりについて。

例えば、よく言われることがあるんですね。三つの間がなくなっていくんだということ。これ過疎地なんかでは、よくあることなんです。「ま」というの、「あいだ」ということですね。

一つは仲間がいないと。段々近所に遊ぶ子がいらないから、遊びによって体力とか、そういうのがあります。

それとか、もう一つ空間。これは都会の話で遊ぶスペースがない。これは、グラウンドが広いですからありますけど。

もう一つ、時間がないというんですね。例えば、バス通になりますと、当然こう学校にいる時間。放課後遊ぶ時間、そういうのが制約されていって、遊びによって体力つくっていくというようなこと、そういう時間が、段々少なくなっていくというようなことで、これ今まで、あんまりこう議題になってなかったんじゃないかと思うんですね。そのあたりのことも、まず、体力づくりという面で、今後の工夫とかね、検討をしていただきたいなと思うんですけども。そのあたりについて。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 岡本議員おっしゃいましたように、体力の低下、これは私も危惧しているところです。

40年ほど前に、佐用中学校がバス通学があった時、5年間おりましたけれども、毎年、体力づくり、測定をして、その状況をまとめた経験があります。当然、バス通の子は、体力的に3年後ぐらいには落ちてきました。

そういうことで、当時のバス通は、登校坂もきつかったもので、親とか地域の方は、できるだけ上まで体育館のとこまで乗せて上がったってくれと言われましたけれども、絶対それは、学校としてはしないと。少なくとも、あの坂を上がることが体力づくりにつながると、そういう一つの方法もとりました。

で、このことについては、学校統合すると、ある面では、やむを得ない部分があると思います。それを、最小限に、どのようにしていくか。これは、地域での子供たちの遊び、それから、学校での体育の授業だけではなくって、業間だとか、少ない放課後の時間になるかも分かりませんが、グラウンドで体力づくりを伴った、そういう運動を計画的に進めるとか、これは、学校と地域とで一緒になってですね、そういう時間を持つような努力をしていかなあかと、私は、そのように考えているところです。

仲間につきましてはですね、これは、段々、段々、子供たちが、今でも仲間は少なくなっていると考えております。で、そういう意味からすると、少しでも多くの集団になれば、地域では少ないかも分かりませんが、学校の中でですね、仲間は増えていくと、私は期待をしているところです。

それから、空間的なことですが、なかなか田舎で公園をつくっても人が集まらない。そういう実態もございまして。ですから、そういう子供たちだけの生活空間ではなくって、地域の生活空間としてのですね、ふれあいの場とか、それこそ地域づくりで、いろんな行事をしていただいておりますけれども、これからさらにですね、そういうところに参加して、地域の人とふれあいながら、時間、空間、仲間、そういうものを総合的に見ていく必要があると、そのように考えているところです。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

はい、ほかにありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 鍋島議員も言われましたけども、やっぱり跡地利用とか、いろいろ問題は、これから山積して、それを検討、協議されると思うんですけども、ずっと以前にも、一般質問でも言ったんですけど、やっぱり廃校になって、建物は残りますけれども、やっぱり学校が、そこが生きていないと過疎化になると思うんですが、そのへん、まず、今の現状を見ると、一番人口減の校区というか、地域で言うと、やっぱり石井が一番減ってますし、その次に、平福とか江川、そして長谷、佐用、人口が減るのは、もう全体的なものなので言えるんですけども、そのやっぱり減る度合いが学校が廃校になったところのほうが、早く進むと思うんですけども、そのへん、過疎化について、まず、どのように考えておられるのか。

それと、もう1点聞きたいのは、協議会で進められているということですが、幕山と上月地域は、1年延びたような形になっておりますが、旧上月の中の桜山ですね、以前にも質問したことがあるんですけども、その時、子供がいる時になってからということなんですけど、やはり地域の問題としても、今、桜山の権坂は、子供は今いませんけども、江川小学校、佐用中学校の校区に、区域になると思うんですが、そのへん、やっぱり地域の方は、上月の幕山の関係で集まられていると思うんですけど、そのへんは、どのように、やっぱり説明が不十分だと思うんですけど、どう考えられておられますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） そしたら、2番目の通学の関係で地域のいろんな特殊な事情があると思うんですけども、それは、協議会だけじゃなしに、今度は、協議会の中で通学に關しましては、特にスクールバスの運行委員会いうのを立ち上げていこうと思います。そういうところで詳しく、バス停の位置とか発着時間。それから、学校間のそういう調整は、十分させていただきたいと思いますので、まだ、細部にわたっての協議はできていませんけれども、そのスクールバスの運行委員会を中心にね、そういうところは調整させていただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その過疎化とかですね、学校がなくなったらどうするか。今、鍋島議員も言われましたけれども、それは片方にはある話なんです。

でも、学校が、石井でもですね、ほなあったら過疎化がなってないか。人口減ってないかって、そうではないと思うんですよ。

やっぱり、石井でも学校が統廃合なった後ですね、ああした、ゆう・あい・いしいをつ

くり、雇用の場をつくりですね、人が、学校がある以上に人も、たくさんある意味では集まってくれるようなね、地域としても努力もしていただきましたし、町としても一緒に考えて、ああいう施設も建設したわけです。

だから、それはそれといった形で、学校の規模適正化、教育の問題としてはやむを得ない。これは学校統合しようということが決めた、そのための今の条例ですから、ここで、その過疎化の問題というのをね、また、議論していたら、それは当然、これはもう、いろんな協議の中で、話いただかなきゃいけない話なんで、次々と段階、同時に、今も進めておりますからね、それは。考えておりますし、当然これからも、当然、この問題については、ずっと継続して考えていかなきゃいけない問題であります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 全体的に減ってますから石井だけの問題ではないですが、やっぱり過疎化に拍車をかけるという意味では、地域でも頑張ってますけど、帰ろうかと思う人が、学校がなかったら帰るのをやめようか。近くにある、例えば、佐用へ行こうかというような感じになると思うんですね。

そういったことも含めて、一番もちろん教育が大事なんですけども、教育も含めて、これから話し合っていくということですけども、やっぱり地域の問題も、本当に大事なので、住民の納得のいくような進め方でないといけないと思うんですが、それは、町長に対してですけども。

坂本課長にお聞きしたいんですが、スクールバスとかの関係で、委員会なんかで中心にしていきたいということなんですけども、具体的に言いますと、心配というか、どうなるのかなと思うのが、今、言いました樺坂なんですけども、スクールバスの時は、そしたら、その地域の人が、江川、佐用の協議会に来られるのか。それとも、幕山行ったら、今度、校区が違うと思うんですけど、校区なんかは、変わってくるんでしょうか。そのへん、お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 地域的に言いますとね、その樺坂の言われているところだけじゃないと思います。これから、そういうところが、通学区の区域の問題もありますけども、当然、その運行委員会というのは、バス停とか時間を決めるだけじゃなしに、通学方法全般についての協議もされますのでね、必要があれば、両方の地域の方、最初に来ていただいて協議するというようなことになるとと思います。

だから、これ細部の議論が、まだ、できてない段階では、詳しいことは、これから協議していくんですけども、それは、その地域、そういう地域があるというのは、その今の校区だけじゃなしに、町域全体の校区を、再度もう1回ね、そういうところで協議し直す必要があるところは調整していかせていただきたいと思いますので、それは十分な、委員会に誰を入れて、どうのこうのじゃなしに、対象があれば、必要があれば、そういう人も入ってもらって意見を聞くというような方向で調整させていただきたいと思います。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 例えば、現在ですね、樺坂に子供がいないとか、奥海に子供さんがいないとか、そういう現状が出ておるところもあります。

しかし、今現在、小学校へ通ってない、中学校へ通ってないとか、そういう問題じゃなくって、その佐用町全域、また、三つの地域、一つ一つをですね、十分考慮しながら、バス停の位置やとか、通学方法とか、そういうものは検討していきたいと思いますので、全てを網羅して考えていきますので、どうぞよろしくお願いします。

議長（西岡 正君） ちょっと、少しずつこの設置条例から質問が外れていきよんで、その設置条例に伴った質問をしてもらいたいと思うんで、よろしくお願いします。

議論もしてきたし、関連でいきますと何ぼでも関連がありますので、その点含めて質疑をしていただきたい。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） そしたら、説明の点で聞きたいんですけども、この設置条例を、その住民にですね、協議会などで関係する協議会で、これを議会に提案するという事は言われているのかどうか。そのへん、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい。

教育課長（坂本博美君） 当然、言っています。最終的には広報でも説明しましたように、校名につきましてもね、これは決定じゃなしに、校名候補という形で広報に出ていたと思います。手続的に教育委員会の決定を受けて、最終的には議会の設置条例を受けますよということ、当然、説明をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森議員。

4番（敏森正勝君） この議案書ですね、この議案書を何べん見て書いておられます。

議長（西岡 正君） はい。

[敏森君「何回、これ見ておられますか」と呼ぶ]

教育課長（坂本博美君） 回数は分かりませんが、どういうところがあるんでしょうね。

4 番（敏森正勝君）　　こういう議案書ね、きちっとこれ、よう見て、何回も何回も確認をして出してほしいなと思うんですよ。

　　というのは、現行と改正案、ちょっと見てください。現行と改正案で、

〔教育課長「参考資料ですな」と呼ぶ〕

4 番（敏森正勝君）　　佐用小学校、位置が 287 番地、それから今度 286 番の 1 に変わった。それから、もう 1 件、徳久小学校、西徳久の 1112 番地の 1、西徳久の 1121 番地の 1 というふうに変わっておるんですけども、こういうのを、よく見て出してもらわないと、こんな場所で、こんなことを言うのは、ちょっと言いにくいんですけども、もう少し、ちょっとよく見ていただきたいなと思います。

〔教育課長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君）　　すいません。この件につきましては、ちょっと説明不足であって申し訳ございませんでした。

　　この番地はですね、改めてずっとこう、精査していく中で、旧の番地、佐用町学校は特にこれ、昔の佐用公会堂があった番地で、それ以降に合筆されておるんですよ。なくなっています。だから、今、新たに、代表地番 286 番地 1 という形で、改めて今回、訂正させていただきます。

　　それから、徳久小学校については、以前からだったんですけども、番地がね、振りかえっていた。1121 が反対に間違えられていたというところですね、これまでね、気がついてなかったんで申し訳なかったんですけども、今回の改めて設置条例をする中で、全部の学校の地番を見ていく中でですね、申し訳なかったんですけども、正規の番地に戻させていただきます。

　　説明できなくて、申し訳ございませんでした。

議長（西岡　正君）　　間違いではないんですね。

教育課長（坂本博美君）　　はい。

〔敏森君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、敏森議員。

4 番（敏森正勝君）　　ほな、いうことは、前々からずっと、これ間違えであったということやね。

教育課長（坂本博美君）　　はい。申し訳ございません。

議長（西岡　正君）　　はい、よろしいですか。よろしいですか。

4 番（敏森正勝君）　　はい、よろしい。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。ほかにないようですから、質疑を終結します。
これより討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 90 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 90 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 90 号、佐用町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 91 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 14、議案第 91 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） ただ今上程をいただきました、議案第 91 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成 25 年 6 月 12 日に公布されたことに伴い、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

政令等の公布に伴う、佐用町国民健康保険税条例に関係する、今回の改正の主なものは、議案第 87 号、佐用町税条例の一部を改正する条例と同様の、金融所得課税の一体化に連動する、特定公社債等の利子及び、譲渡損益まで損益通算の範囲を拡大する等の所得に対する課税の見直しの改正による、用語等の修正及び、引用条項の条文整備を行うため、条例を改正する必要がある、提案するものでございます。

なお、この条例の改正は、平成 29 年 1 月 1 日から施行し、平成 29 年度以後の年度分について適用し、平成 28 年度分までは、なお従前の例によるものと、定めるものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決といたします。
これから質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 91 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 91 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 91 号、佐用町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 92 号 佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 15、議案第 92 号、佐用町青少年問題協議会条例の一部
を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 92 号、佐用町青少年問題
協議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための整備に関する法律の施
行に伴い、地方青少年問題協議会法が一部改正され、同法第 3 条中、会長及び委員の任命
についての項目が削除されました。
このことにより、同法の一部を引用しております佐用町青少年問題協議会条例第 2 条、
組織の会長及び委員の任命項目について、この度、所要の改正を行うものでございます。
ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、議案第 92 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりま
すので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
ただ今、議題としております議案第 92 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任
委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 92 号、佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 16. 議案第 93 号 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 16、議案第 93 号、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 93 号、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の整備に関する条例を定めようとするものでございます。

この配偶者暴力防止等法の改正内容は、法律名称の一部変更と改正後の配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 の規定に基づき、婚姻に類する交際をする関係にあたる相手方からの暴力及びその被害者についても、当該法律を準用して適用できることとなりました。

今回の法改正に伴う関係条例の改正は、まず、佐用町営住宅条例につきましては、法律名称の一部改正と入居者の資格要件を定めています第 6 条の内、同居親族要件を緩和する同条第 2 項第 8 号の一部を改正しようとするものでございます。

また、佐用町犯罪被害者等支援条例につきましては、法律名称の一部を改正しようとするものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。義次君。

3 番（岡本義次君） 今、新聞テレビとか日常にですね、よく問題が、こういうような起きて話題になっております。我が町においても、そういう事例が担当課におきまして、相談なり、また、何らかの、そういう事象があったんかどうか、また、教えていただきたいと思っております。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 町営住宅に関してでしょうか。

3番（岡本義次君） いや、そういう、この今、取り上げておることについて。

商工観光課長（横山芳己君） まず、町営住宅におきましては、こういう事例は、私になってからはございません。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 犯罪被害者等の支援に関しましてもですね、当町においては、今のところ、事例はございません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） これちょっと教えていただきたいんですけども、実は、この防止法ができてですね、そして各町の実態、佐用町におきましては、この基本計画の策定がですね、されたんですかね。どんなんですかね。されてなかったら、今、どういう状況になっているか。この策定するという取り組みというのは、どんなんですかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

このDVの防止計画につきましては、当然、国、県等は、計画等を策定されておりますので、佐用町の場合は、これ計画書というのは、今現在ございません。事務的な内容等につきましては、事務処理で行っておるわけなんですけど、これまた、こ家センと、県のコ家センですね、こども家庭センターと、それから母子養護関係の関係機関が、県に何かあった時には、子供さんを待機するとか、そういう関係で、また、奥さんを一時的に保護できるというような形の施設、窓口が、当然、県にございますので、そこの計画の中で佐用町に見合った実務マニュアルですか、それは計画する運びにはしておりますけど、今現在は、マニュアルにつきましては、町独自がございませんので、県または国の要領に基づいて、現在は、健康福祉課のほうで、相談には、窓口には乗っておるということでございます。

実務につきましては、県のほうに即問い合わせしてやっているというよう状況でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） この基本計画の策定を、これ全国でも500、600カ所ぐらいやっているんじゃないかと思うんですね。それで、県におきましても、相当、市町がやっているんじゃないかと思うんですけども、先ほど、岡本議員からも話がありました、段々と、このDV増えておりますし、今回も、こういう条例挙がってますんでね、きちっとした基本計画ぐらい立てるといふことどうなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） この点につきましては、今回のDV関係、それから児童虐待、虐待関係の、それぞれの法律がございます。

それに基づきまして、まず、関係市町では、マニュアルづくりから始まっております。先ほど、ご指摘のように、計画につきましては、再度、県、または、福祉事務所とも調整しながら、今後、必要になれば検討はしていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） ちょっと小さなことかも知れませんが、この附則の部分でですね、平成26年1月3日からということになっているんですけど、だいたい今までの見ておりましたも1月1日とか、それから税の関係で言いますと説明をされて10月1日とか、29年の1月1日でしたか、こいう3日というのが、あまり出てこないもので、これには意味があるのか。それか、上から言われたので、そのまま書かれているのか、そのあたりをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するということで、法律が公布されております。

で、施行の日から逆算言うたら、6カ月前に公布されておりますので、法律がそういうことで、要は、公布の日から六月ということを決めておりますので、その日にちに合わせおるといふことでございます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） いや、3日というのが、ちょっと分かり辛いんですけど、そしたら、公布が3日ということなんですね。
なぜかというのが、ちょっと分かり辛いんですけど、ちょっと、細かいんですけど。

[商工観光課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） その公布された日が、まず、決まっておりますので、それから六月後に施行するということになっておりますので、その公布日は国の定めたことですので、ちょっと町としては、特に何もできるすべはございません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。
はい、ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第93号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第93号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第93号、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第94号 佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第17、議案第94号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第94号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、国の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により消費税率が引き上げられることに伴い、笹ヶ丘荘使用料の一部を改正するものであります。

今回の使用料改正につきましては、消費税率が5パーセントから3パーセントアップして8パーセントとなりますので、その増加する率に応じた改正を考えておりますが、使用料を上げることによる収入増より利用率が下がってより収入減となる恐れがありますので、近隣市町で運営されています類似施設の状況を調査をいたしましたところ、和洋室の宿泊料と入浴料につきましては笹ヶ丘荘の使用料設定が高い傾向となっております。このため、和洋室の宿泊料と入浴料につきましては据え置きとし、その他の使用料につきましては消費税率のアップに応じた増額改正を考えております。

以上、ご説明を申し上げますとおりが承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 提案説明の中で、使用料を上げるものと、それから据え置くものという二つの方法を取り入れて改正するという説明だったんですけど、そこでお尋ねしたいのは、上げないものはいいんですけど、上げる、転嫁して行くということで、この転嫁する部分については、集客の影響はないんですか。ないと見て判断されたのか、その点お伺いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 使用料を上げることによりましての影響は、少なからずあることは考えられます。

しかしながら、消費税が上がりますので、当然、支出が多くなります。そういう意味から、先ほど町長の答弁でもありましたように、要は設定が高いであろうと思われる分については据え置き、また、あるいは同額、あるいは安い設定もありますので、そういう意味では、和洋室の宿泊料と入浴料以外につきましては上げる方向で考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） この消費税が5パーセントから8パーセントにということの設定さ

れておるんですけれども、これ 10 パーセントになれば、また、改正するということですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） この笹ヶ丘の使用、利用設定につきましては、一応内税方式にしておりますので、当然、改正が必要になろうかと思えます。

で、その時には、抜本的な改正と言いますか、いろいろ、これ以上の議論が必要になったと思えますけれども、とりあえずは、今回と同じように改正する必要があるだろうということでは考えております。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、よろしいか。

7 番（井上洋文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 先日の全員協議会で、町長の報告の中でね、若干の意見も出たんですけれども、やっぱりあの中で、全員協議会の中では、新田議員でしたか、上げることと集客を増やすことを考えた場合に、やっぱり集客をね、いかに高めるかという点に力を入れるべきじゃないかと。多少上げて集約が減るんだったら、どうなのかというのはね、やっぱりあれは、ほんま大事な意見だと、私も聞かせていただきました。

で、今回、ちょっとログハウス等で影響があるかもしれないというようなことであればね、やっぱり、そのあたりはどうなのか。

かわりに、一定の内税だから上げるということになればね、かわりにこのような集客方法も考えておるんだというようなことも合わせてね、やっぱりこういう条例改正の時には、国税が上がったから、即転嫁するというのはね、やっぱり、また、別問題であって、集客を高めるための方策等も、やっぱり提示すべきじゃないか。非常に難しい問題ではあるんだけど、そのあたりは、どのように検討されていますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 当然、集客を高める方策は必要かと思えます。

ただ、今回、検討いたしましたのは、国税が上がることを基本に置きまして、まず、使用料の改正を考えております。

ちなみに、宿泊料につきましてはのアップしなかった理由と言いますのは、先ほど申しましたように、近隣市町の分が、若干、低めの設定、あるいはまた、笹ヶ丘、年々収入が減

っておるわけですがけれども、23年度以降につきましては、若干、使用料が増えております。あと半期ごとにつきましても、25年度は微妙ですがけれども、24年度から、またアップをしております。そういうような状況から、宿泊料は据え置きにしなければ、やはり競争力が必要だということで、据え置き。

また、食事につきましては、それぞれ施設の独自性がありますので、食事の内容も、また、これから支配人とも協議をするが必要になるわけですがけれども、そこらへんで、魅力アップのことを考えたいと思っております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
ほかにございますか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第94号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第94号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第94号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
残り、まだ、たくさん案件がございますので、ここで昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
それでは、再開をですね、午後1時15分といたします。

午前11時55分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を再開します。
茅原農林振興課長のほうから、ちょっと時間をいただきたいということで、許しておりますので、お願いします。

農林振興課長（茅原 武君） それでは、議案第85号で、平岡議員さんのほうからございました件につきまして、私のほうが、ちょっと答弁ができていなかった部分もございます。

9割だった分がという話でございますが、これ、結論から申しますと、9割の部分が7割になったということで、これ県のほうの要綱が3年ごとに改定されるということでございまして、それが一番大きな変化でございます。

計算式は、いろいろあるんですけれども、比較する時に9割の部分で比較しておったのがですね、結局、前年に要した経費180万の25パーセントと、それから前年の助成額の、

いわゆる7割、これの比較をしまして、結局、25パーセントのほうが多いと44万1,000円に7割だったらなるわけですが、25パーセントが45万ということでございまして、その高いほうの45万を、今回から取ったということでございます。

それから、もう一つの特別積立金の額でございしますが、これが24年の累計の段階では、4,710万8,782円ということでございまして、これは、また、お帰りになって予算書等を見ていただければ出てくるわけですが、そういった今現在の額になっております。

議長（西岡 正君） はい、以上であります。
それでは、日程に入ります。

日程第18. 議案第95号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第18、議案第95号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第95号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により、使用料金の税込表示から税抜表示への条文整備を行う必要が生じること、他の下水道関係条例との整合を図るため、条例中の文言の一部修正を行い改正するものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第95号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。

質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第95号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第95号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 19. 議案第 96 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 19、議案第 96 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 96 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほどの 95 号と同じように消費税法の一部を改正する等の法律等及び事務取扱の適正化により、使用料金を他の下水道条例と同様に、税込表示から税抜表示への条文整備が必要となったことと、下水道工事の工事負担金について、工事費から補助金を差し引いた残額としておりましたが、追加条文として一般家庭の工事負担金の上限金額を 20 万円とし、また、他の下水道関係条例との整合を図るため、条例中の文言の一部修正を行い改正するものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 96 号も、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 96 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 96 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 20. 議案第 97 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 20、議案第 97 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 97 号、佐用町

コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についての提案のご説明を申し上げます。

この改正につきましても、95号、96号と同じように消費税法の一部を改正する等の法律等及び事務取扱の適正化により、使用料金を他の関係条例と同様に税込表示から税抜表示への条文整備を行うとともに、下水道工事の工事負担金について、工事費から補助金を差し引いた残額としておりましたが、追加条文として、一般家庭の工事負担金の上限金額を20万円とし、また、他の関係条例との整合を図るため、条例中の文言の一部修正を行い改正するものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます、提案のご説明とさせていただきます

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第97号も厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

ただ今、議題としております議案第97号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第97号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21. 議案第98号 佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第21、議案第98号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第98号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この条例も同様に消費税法の一部を改正する等の法律等及び事務取扱の適正化により、加入金及び使用料金を下水道関係条例と同様に、税込表示から税抜表示への条文整備を行うとともに、別表第2表中、特定区域の水道使用料金表示を別表第1表中、加入金50ミリメートルを超える場合と同様に協議とし、協議により町長が定める額へと改正しようとするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 98 号も厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 98 号は、会議規則第 37 条の規定により厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 98 号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-
- 日程第 22. 議案第 99 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 23. 議案第 100 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 24. 議案第 101 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 25. 議案第 102 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 26. 議案第 103 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 27. 議案第 104 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 28. 議案第 105 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 22 ないし日程第 28 について一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程第 22、議案第 99 号、平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出についてから日程第 28、議案第 105 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 99 号から議案第 105 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 99 号、佐用町一般会計補正予算（第 4 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 2,534 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 138 億 845 万 6,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明させていただきます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては 50 万円の増額でございます。学童保育個人負担金でございます。

国庫支出金につきましては 1,915 万 2,000 円の増額でございます。国庫負担金におきましては、587 万 6,000 円の増額で、障害者福祉サービス負担金などでございます。国庫補助金におきましては 1,327 万 6,000 円の増額で、地域の元気臨時交付金は交付決定に伴う 124 万 1,000 円の増額、森林資源活用事業への特定地域再生事業補助金 1,000 万円の追加などを計上いたしております。

県支出金につきましては 3,393 万 4,000 円の増額でございます。県負担金におきましては 164 万 1,000 円の増額で、障害者福祉サービス負担金などでございます。県補助金におきましては 3,228 万 4,000 円の増額で、子ども子育て支援システム整備事業補助金 1,240 万円、経営体育成支援事業補助金 731 万 4,000 円の追加や、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金 360 万 4,000 円などの事業量の増加に伴うものでございます。県委託金におきましては 9,000 円の増額で、統計調査費委託金でございます。

財産収入につきましては、財産売払収入 156 万 2,000 円の増額で、クリーンセンターの公用車の売払い代金でございます。

寄附金につきましては、一般寄付金 22 万 4,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、基金繰入金 4 億 3,812 万 6,000 円の増額で、財政調整基金 4,512 万 6,000 円、合併振興基金繰入金 4 億円などでございます。

諸収入につきましては、雑入 984 万 6,000 円の増額で、物件移転等補償費、住宅防火施設整備費補助金が主なものでございます。

町債につきましては 1 億 2,200 万円の増額でございます。主なものといたしましては、庁舎建設等整備事業債 1 億 2,260 万円、道路新設改良事業債 1,850 万円の増額であります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

まず、総務費につきましては 5 億 4,625 万 7,000 円の増額でございます。うち、総務管理費におきましては、5 億 4,624 万 8,000 円の増額で、主なものといたしましては、退職手当組合への特別負担金 2,243 万 3,000 円の増額、庁舎整備事業に伴う公有財産購入費 1 億 2,900 万円の増額、佐用・I D E C メガソーラー有限責任事業組合貸付金 4 億円の追加などがございます。統計調査費におきましては 9,000 円の増額で、住宅・土地統計調査の郵券料でございます。

民生費につきましては 299 万 5,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費におきまして 1,250 万円の増額で、障害福祉サービス費 666 万円、自立支援医療給付事業 350 万円、高齢者等住宅改造費助成金 119 万 2,000 円の増額が主な内容でございます。児童福祉費におきましては 950 万 5,000 円の減額で、臨時職員賃金 2,000 万円の減額、保育園の制服等購入費助成金 9 万 5,000 円の追加、子ども・子育て支援システム開発業務委託 1,240 万円の追加が主なものでございます。

衛生費につきましては 1,344 万 5,000 円の増額でございます。うち、保健衛生費におきましては 1,474 万 5,000 円の増額で、乳幼児を対象とする水痘・おたふくかぜ等の予防接種に 389 万円、高齢者を対象とする肺炎球菌予防接種に 788 万円の追加が主な内容でございます。清掃費におきましては 130 万円の減額でございます。

農林水産業費は 3,024 万 5,000 円の増額でございます。うち、農業費におきましては 2,333 万 6,000 円の増額で、経営体育成支援事業補助金 731 万 4,000 円、延吉地区土地改良事業共同施行補助金 1,160 万円の増額が主なものでございます。林業費におきましては 690 万 9,000 円の増額で、有害鳥獣駆除活動補助金 346 万 4,000 円、荒廃溪流等整備事業費 300 万円の増額が主な内容でございます。

土木費につきましては 28 万 5,000 円の増額でございます。うち、道路橋梁費におきましては 18 万 5,000 円の増額で、道路維持費や橋梁維持費の事業費の振りかえが主なものでございます。住宅費におきましては、移転補償金 10 万円の追加でございます。

消防費につきましては 263 万 7,000 円の増額で、西はりま消防組合への負担金が主なものであります。

教育費につきましては 2,948 万円の増額でございます。小学校費及び中学校費におきましては、それぞれ 1,085 万 9,000 円、52 万 1,000 円の増額で、学校規模適正化事業に伴う制服等購入費助成金の追加が主なものでございます。社会教育費におきましては 110 万円の増額で、人件費のほか、埋蔵文化財の調査が主なものでございます。保健体育費におきましては 1,700 万円の増額で、南光スポーツ公園第 2 グラウンド整備事業費の追加でございます。

次に、地方債の変更につきまして、第 2 表、地方債補正によりまして説明をいたします。

3 ページをご覧ください。

地方債の変更は、庁舎建設等整備事業、道路新設改良事業につきましては、事業量の増加により、起債の限度額をそれぞれ 2 億 9,830 万円、4 億 9,130 万円に改めるものでございます。

以上が一般会計補正予算でありまして、提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 100 号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,930 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 9,270 万 2,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましてご説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。1 ページをご覧ください。

国庫支出金は 750 万 1,000 円の減額で、一般被保険者の保険給付費の所要額見込に係る調整分及び、後期高齢者支援金等、老人保健拠出金、介護納付金に係る、本年度拠出金の額の確定による調整分でございます。

療養給付費等交付金は 3,929 万 7,000 円の増額で、現年度分の、退職被保険者の保険給付費の所要額見込に係る、追加調整分及び前年度の医療費実績に基づく、追加交付金を計上いたしております。

前期高齢者交付金は 60 万 5,000 円の減額。

県支出金は 188 万 3,000 円の減額で、保険給付費の所要額見込に係る調整分及び、後期高齢者支援金等、老人保健拠出金、介護納付金に係る、本年度拠出金の額の確定による調整分でございます。

繰入金につきましては、補正額はございませんが、一般会計繰入金内の調整をいたしております。

次に歳出について、ご説明をいたします。

総務費は 15 万 3,000 円の増額で、法改正に伴う電算システム開発費でございます。

保険給付費は 132 万 6,000 円の増額で、一般被保険者及び、退職被保険者の療養諸費、高額療養費の過不足調整分でございます。

後期高齢者支援金等は 102 万 3,000 円の減額

前期高齢者納付金等は 8 万 1,000 円の減額。

老人保健拠出金は 5,000 円の減額。

介護納付金は 47 万 2,000 円の減額で、それぞれ本年度の拠出金額の確定によるものでございます。

諸支出金は 2,941 万円の増額で、償還金及び還付加算金で、前年度の保険給付実績に基づく国庫負担金の翌年度精算に係る、過年度返還金でございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 101 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,125 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 7,467 万 6,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書 1 ページ、繰入金につきましては 374 万 6,000 円の増額で、一般会計繰入金でございます。

諸収入につきましては、雑入 2,500 万円の減額で、河川改修に伴う水道管移転補償費の補正でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費につきまして、2,125 万 4,000 円を減額いたしております。うち、管理費におきましては 374 万 6,000 円の増額で、申山造成工事に伴う奥金近減圧槽の流量計及び横尾残留塩素測定器の電源確保のための工事費 150 万円と、消費税不足分 224 万 6,000 円が主なものでございます。建設改良費におきましては 2,500 万円の減額で、河川改修工事に伴い、今年度予定をしておりました福原橋上水管移設補償工事が進度調整により翌年度に変更になったことによるものでございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 102 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,100 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1,506 万 1,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書の 1 ページ、諸収入につきましては、雑入 7,900 万円の減額で、管渠移設補償費の減額によるものでございます。

町債につきましては、公共下水道債 3,200 万円の減額で、事業費の減額によるものでございます。

次に歳出であります。公共下水道事業費として、事業費 1 億 1,100 万円を減額いたしております。その内訳といたしましては、河川改修事業に伴う進度調整により、今年度予定をしておりました国道 373 号久崎三叉路、新笹ヶ丘橋、福原橋の各管渠移設補償工事に伴う委託料及び工事費が翌年度に変更になったことの補正が主なものでございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 103 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 2 号）についで提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,235 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,971 万 9,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書 1 ページ、諸収入におきましては 1,235 万 8,000 円の増額で、天文台公園運営委託金の増額が主なものでございます。

次に歳出でございますが、教育費におきましては1,235万8,000円の増額でございます。高圧開閉器及び高圧ケーブルやエンクロージャ内湿気除去の修繕費として985万4,000円の増額、管理棟駐車場出入口にチェーンゲート設置と家族ロッジ駐車場拡幅費用として工事請負金で200万3,000円の増額、太陽望遠鏡制御用パソコンとバリケード購入費や図書購入の備品購入費で89万5,000円の増額が主なものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第104号、佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出予算の総額に、収入・支出それぞれ549万3,000円を増額し、収入支出総額を1億1,203万3,000円にするものでございます。

家畜共済勘定につきまして、主な理由は、共済金額・保険料の増、肺炎・心不全等による死産事故の増加によるものでございます。収入では、家畜保険金500万円、支出では、家畜共済金500万円を増額いたしております。

業務勘定においては49万3,000円の増額で、損害評価等にかかる時間外手当の予算不足による補正でございます。

以上、農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次、最後に議案第105号、佐用町水道事業会計補正予算（第2号）について提案のご説明を申し上げます。

今回補正の主な理由は、河川改修事業の進捗調整により、今年度予定しておりました国道373号久崎三叉路、新笹ヶ丘橋、小赤松橋、家内橋等の各水道管移設補償工事に伴う委託料及び工事費が翌年度に変更になったための補正が主なものでございます。

第2条の資本的収入及び支出において、収入の第1款、資本的収入の第1項、企業債を2,100万円の減額、第4項、工事請負金を1億3,250万円減額し、資本的収入を1億5,427万4,000円に、支出の第1款、資本的支出の第1項、建設改良費を1億5,350万円減額し、資本的支出を1億9,685万1,000円に補正するものでございます。

また、第3条の予定支出の各項の経費の金額の流用において、第1項、建設改良費を6,341万円減額し、1億4,620万4,000円に補正するものでございます。

以上、水道事業会計の補正予算の提案の説明とさせていただきます。

議案第99号から議案第105号までの補正予算についてご説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第99号ないし議案第105号につきましては、12月17日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第29. 選挙第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件

議長（西岡 正君） 次の日程第29は、選挙第3号、兵庫県後期高齢者医療広域連合議

会議員の選挙であります。

この件につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の庵途典章議員が平成25年11月12日付で任期満了となり、本町選出の議員に欠員が生じています。よって、本日の会議で、選挙を行うものであります。

それでは、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第9条の規定に基づき、選挙を行いたいと思います。

選挙は投票で行います。

それでは、議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（西岡 正君） 　　ただ今の出席議員は17名であります。

会議規則第31条第2項の規程により、開票立会人2名を決めたいと思います。

お諮りします。1番、石堂 基君。2番、新田俊一君。以上、両君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお事前に、立候補の周知をしておりますが、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、町長、副町長、全議員の19名が被選挙人となることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（西岡 正君） 　　投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（西岡 正君） 　　はい、異常なしと認めます。

これより兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

議会事務局長（船曳 覚君） 　　それでは、投票順序を読み上げます。

1番、石堂 基議員。

- [1 番 石堂 基君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 2 番、新田俊一議員。
- [2 番 新田俊一君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 3 番、岡本義次議員。
- [3 番 岡本義次君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 4 番、敏森正勝議員。
- [4 番 敏森正勝君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 5 番、金谷英志議員。
- [5 番 金谷英志君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 7 番、井上洋文議員。
- [7 番 井上洋文君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 8 番、笹田鈴香議員。
- [8 番 笹田鈴香君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 9 番、高木照雄議員。
- [9 番 高木照雄君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 10 番、山本幹雄議員。
- [10 番 山本幹雄君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 11 番、大下吉三郎議員。
- [11 番 大下吉三郎君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 12 番、岡本安夫議員。
- [12 番 岡本安夫君 投票]
- 議会事務局長（船曳 覚君） 13 番、矢内作夫議員。
- [13 番 矢内作夫君 投票]

議会事務局長（船曳 覚君） 14 番、石黒永剛議員。
〔14 番 石黒永剛君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 15 番、山田弘治議員。
〔15 番 山田弘治君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 16 番、鍋島裕文議員。
〔16 番 鍋島裕文君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 17 番、平岡きぬゑ議員。
〔17 番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 18 番、西岡 正議長。
〔18 番 西岡 正君 投票〕

議会事務局長（船曳 覚君） 以上であります。

議長（西岡 正君） 投票漏れはありますか。
投票漏れはないと認めます。
これより投票を終了します。
これより開票を行います。
立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（西岡 正君） それでは、選挙の結果を報告します。
投票総数 17。有効投票 17。無効ゼロ。
有効投票中、庵途典章君が 13 票。平岡きぬゑ君が 4 票。以上のおりであります。
この選挙の法定得票数は 5 票であります。よって、庵途典章君が、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。
ただ今、当選されました庵途典章君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（西岡 正君） 続いて日程第 30、諮問第 6 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、諮問第 6 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町長尾 837 番地 2、孝本鈴子氏の任期が、平成 26 年 3 月 31 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり中立・公正な人となっており、孝本氏は、昭和 36 年 4 月から、平成 10 年 3 月まで、町内の保育園及び佐用町役場に勤務をされており、長きにわたる行政経験を生かした、人権相談ができることから、このたび法務大臣に再び推薦しようとするものでございます。

ご同意をいただきますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、諮問第 6 号につきましては、本日即決します。

資料配付のため、ここでしばらく休憩します。

午後 0 1 時 5 7 分 休憩

午後 0 2 時 0 2 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行します。

ここでお諮りします。日程第 30、諮問第 6 号については、お手元に配付いたしました意見のとおり答申したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 6 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

日程第 31. 請願第 3 号 佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願について
(委員長報告)

議長（西岡 正君） 日程第 31 に入ります。請願についてであります。

請願第 3 号、佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願を議題といたします。

本件は、先の定例会に所管の産業建設常任委員会に審査を付託し、閉会中の継続審査とされておりますので、産業建設常任委員会の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、高木照雄君。

[産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇]

産業建設常任委員長（高木照雄君） 請願第3号を9月議会で継続審査として付託しました。

それを、25年11月7日、木曜日、9時30分より審議に入りました。付託案件審査終了は10時15分でございます。

場所は、3階委員会室兼控室でございます。

出席委員は、委員5名。そして、議長。事務局長から、局長、局長補佐ということで審議に入りました。

まず、紹介議員の笹田議員より、今回の、この請願は、経済の活性化という関連もかねて、ぜひ、今回で採択をお願いしたいと意見がありました。

ところが、いろいろと審議の中で、井上議員のほうから、去年と今年の4月からこっちは、ごつつう違うんだと。いろいろな面が、国、県での施策も変わってきておるんだからという意見もありまして、いろいろと審議した結果、兵庫県土建一般労働組合姫路支部佐用分会から出ている請願を、今回通すべきだという鍋島議員からもありましたけれども、委員会の中で、佐用建設業組合で、このことを知らない業者もおるということで、もっと大きな考えから、佐用建設業組合の会長さんと兵庫県土建一般労働組合姫路支部佐用分会の会長と2名連結で、再度、請願に出していただいたらどうかという意見もありまして、いろいろと審議し、討論もし、採決の結果、今回の出ております請願第3号は、不採択ということに決まりました。

私も、その後、請願という重みは、そう簡単に破棄するものではないという意見が出ましたので、私が責任を持って、出されている茅原さんをお願いに行きました。

建設業組合の会長と佐用分会の茅原さんの2名の連結で12月議会で請願を出してくださいと。その中で、私をのけた産建委員5名と、この前、要望書出された岡本安夫議員と連名紹介議員として、この12月議会で挙げたいということをしておりましてけれども、現在まで、まだ、出ておりませんので、また、出ると思います。

以上、結果、産建委員会では、今回の請願を不採択にしました。報告終わります。

議長（西岡 正君） 請願第3号について、委員長報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから、討論を行いますか、まず、原案に賛成の方あれば、お願いします。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 原案に賛成ですね。

議長（西岡 正君） はい。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、失礼します。

私は、320 人もの町民の方からの請願は、採択をすべきという立場から討論いたします。

まず、住宅リフォーム制度の有用性については、昨年 11 月 19 日に、産業建設常任委員会として、福井県高浜町を視察し、この制度が居住環境整備と地域経済の活性化に有効であり、その経済効果は、投資額に対し 15 倍にも達した状況を確認したわけであり、

また、特筆すべき点は、町内の入札にも入れない零細業者に大きく寄与していたことでもあります。これらの点を委員会として確認し、昨年 12 月議会には、委員会から 2 名の議員が、町長に、この制度の創設を求める一般質問を行ったわけでもあります。

自治体の実施状況は、今年の 5 月 8 日現在で見ると、全国的には 562 の自治体を実施しており、兵庫県下では 14 自治体を実施するなど、この制度の持つ有用、有効性は多くの自治体で認知されてきているところでもあります。

最後に、代表請願者の茅原氏は、6 月議会では議会に陳情として挙げられ、9 月議会には紹介議員の要請行動を行われる中で、請願を提出された、このような経過があります。

以上のことからしても、請願採択が議会としての責任ある立場であることを指摘し、本請願の賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に、反対の方ございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより請願第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって請願第 3 号、佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願については、不採択とすることに決定されました。

日程第 32. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 32 に移ります。

日程第 32 は、委員会付託についてであります。

ここで暫時休憩します。

午後 0 2 時 0 9 分 休憩

午後 0 2 時 1 1 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続けます。

お諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催のため明日 12 月 7 日から 16 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、12 月 17 日、火曜日、午前 9 時 30 分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでございました。

午後 0 2 時 1 5 分 散会
